(追加提出分)

担当部名称 総務部

		<u>1□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ </u>					
1	議案番号	議案第 81 号					
		浜田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例及び浜					
2	題 名	田市職員の給与の支給に関する条例の一部を改正する条					
		例					
		平成30年人事院勧告及び平成30年島根県人事委員会勧					
	目的・理由	告を考慮し、特定任期付職員の給料月額及び期末手当の支					
3		給割合並びに一般職の職員の給料表、初任給調整手当・宿					
		日直手当の支給限度額、期末手当及び勤勉手当の支給割合					
		について、所要の改正を行うものです。					
		1 浜田市	一般職の任期付	寸職員の採用等	等に関する条例の		
		一部改正	(第1条)				
		(1) 特定化	1) 特定任期付職員の給料月額の改正(第6条関係)				
		<b>号</b> 給	改正前	改	正後		
	概要	1	373,000 円	374, 000	円(1,000円増)		
		2	421,000 円	422,000	円(1,000円増)		
		3	471,000円	472,000	円(1,000円増)		
		4	532,000 円	533,000	円(1,000円増)		
		(2) 期末=	(2) 期末手当の支給割合の改正(第7条関係)				
4		   支給期	現行	改正後			
		入 //日 / //1	2011	平成 30 年度	平成 31 年度以降		
		6月期	100 分の 157.5	100分の157.5	100 分の 160		
					(100分の2.5増)		
		12月期	100 分の 157.5	100分の162.5	100 分の 160		
				(100分の5増)	(100分の2.5減)		
		2 浜田市耳	浜田市職員の給与の支給に関する条例の一部改正(第				
		2条)					
		(1) 給料表の改正(別表第1、別表第2関係)					
		ア 改正の概要					
		国が平成 30 年 4 月 1 日から適用する俸給表に準					

じ、400 円の引上げを基本に改正する(初任給を 1,500 円、若年層についても 1,000 円程度の引上 げ)。

- イ 改正の対象範囲(再任用職員を含む。)
  - (ア) 行政職1級から7級までの職務の級の全部を 対象
  - (イ) 医療職1級から4級までの職務の級の全部を 対象
- (2) 医療職給料表の適用を受ける職員に支給される初任給調整手当の支給限度額の改正(第11条関係)414,300円 ⇒ 414,800円(500円増)
- (3) 宿日直勤務を命ぜられた職員に支給される勤務1回 に係る宿日直手当の支給限度額の改正(第24条関係) 4,200円 ⇒ 4,400円 (200円増)

20,000円 ⇒ 21,000円(1,000円増)※医師の場合

(4) 期末手当の支給割合の改正 (第26条関係)

#### ア 再任用職員以外の職員

支給期	明仁	改正後	
又和别	現行	(平成31年度以降)	
6月期	100 分の 122.5	100 分の 130	
		(100 分の 7.5 増)	
12月期	100 分の 137.5	100 分の 130	
		(100 分の 7.5 減)	

#### イ 再任用職員

士公豐	明仁	改正後	
支給期	現行	(平成 31 年度以降)	
6月期	100 分の 65	100 分の 72.5	
		(100 分の 7.5 増)	
12 月期	100 分の 80	100 分の 72.5	
		(100 分の 7.5 減)	

		/_	\ #1 &L ~	たルの士仏内	への北丁 (笠の	o タ BB だ \	
		(5) 勤勉手当の支給割合の改正(第29条関係)					
		ア 再任用職員以外の職員					
			支給期	現行	改正後 		
					平成 30 年度	平成 31 年度以降	
			6月期	100 分の 90	100 分の 90	100 分の 92.5	
						(100分の2.5増)	
			12月期	100 分の 90	100 分の 95	100 分の 92.5	
					(100分の5増)	(100 分の 2.5 減)	
			イ 再信	壬用職員			
			- <del></del>	TH 47	改正後		
			支給期	現行	平成 30 年度	平成 31 年度以降	
			6月期	100 分の 42.5	100 分の 42.5	100 分の 45	
						(100 分の 2.5 増)	
			12 月期	100 分の 42.5	100 分の 47.5	100 分の 45	
					(100分の5増)	(100分の2.5減)	
		1	<b>歩</b> 行期 [	 日 公布の日			
		2 適用期日 (1) 株字代期日聯長					
		(1) 特定任期付職員					
		ア 給料月額の改正規定					
		平成 30 年 4 月 1 日					
		イ 期末手当の改正規定					
5	施行期日等	平成 30 年 12 月 1 日					
		(2) 一般職の職員					
			ア 給料表、初任給調整手当及び宿日直手当の改正規				
		定					
		平成 30 年 4 月 1 日					
1				勤勉手当の改正規定			
平成 30 年 12 月 1 日							

### 担当部名称 総務部

1	議案番号	議案第 82 号				
2	題名	浜田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 の一部を改正する条例				
3	目的・理由	平成 30 年人事院勧告、平成 30 年島根県人事委員会勧告、一般職の給与改正等を考慮し、期末手当の支給割合について、所要の改正を行うものです。				
4	概要	期末手 支給期 6月期 12月期	当の支給割合の現行 現行 100分の150 100分の165		正後 平成 31 年度以降 100 分の 160 (100 分の 10 増) 100 分の 160 (100 分の 10 減)	
5	施行期日等	1施行期日 公布の日2適用期日 平成 30 年 12 月 1 日				

### 担当部名称 総務部

1	議案番号	議案第 83 号				
2	題 名	浜田市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例				
	目的・理由	平成 30 年人事院勧告、平成 30 年島根県人事委員会勧				
3		告、一般職の給与改正等を考慮し、期末手当の支給割合に				
		ついて、所要の改正を行うものです。				
	概要	期末手当の支給割合の改正(第4条関係)				
		支給期	現行	改正後		
				平成 30 年度	平成 31 年度以降	
4		6月期	100 分の 150	100 分の 150	100 分の 160	
4					(100 分の 10 増)	
		12 月期	100 分の 165	100 分の 170	100 分の 160	
				(100分の5増)	(100 分の 10 減)	
5	施行期日等	1 施行期日 公布の日				
J		2 適用	期日 平成 30	年 12 月 1 日		